

## 安心工事保証規約

安心工事保証（以下「本保証」といいます。）は、以下に定める「安心工事保証規約」（以下「本規約」といいます。）の内容に基づき、株式会社 Ageless（以下「当社」といいます。）がお客さまに提供を行うものです。本保証の内容・保証金のお支払いなど本保証に関する一切の事項は本規約の定めに従います。

### 第1条（本保証の目的）

本保証は、当社の運営する下記の各コネクト事業に関するWEBサイト（以下「当社のサービスサイト」といいます。）を經由・利用して後記加盟工事会社に対して見積依頼や工事発注を行った利用者（以下「お客さま」といいます。）と、お客さまからの見積依頼や工事発注に応じて工事の見積り・受注をした企業または個人事業主（以下「加盟工事会社」といいます。）との間で工事に関する請負契約が締結され、お客さまが、その工事請負契約に定める工事代金の全部または一部を支払ったにもかかわらず、加盟工事会社が倒産等したことにより工事請負契約に基づく工事の履行が不可能になった場合に、当社が、お客さまの金銭的負担の一部を軽減するために保証を行うことを目的とします。

### 記

- ① 防水コネクト事業
- ② 屋根コネクト事業
- ③ エクテリアコネクト事業
- ④ 外壁塗装コネクト事業

### 第2条（本保証の内容）

1. 本保証は、お客さまが加盟工事会社との間で工事請負契約を締結し、その工事請負契約に定める工事代金の全部または一部を支払ったにもかかわらず、加盟工事会社に次の各号のいずれかの事由が発生し、かつ、加盟工事会社による工事請負契約に基づく工事の履行が不可能になる等、本規約に定められた保証金の支払要件を全て充足した場合に、当社が、お客さまに対し本規約の定めに従って算定された保証金をお支払いすることを内容とします。

- ① 破産手続開始の申立、民事再生手続の開始の申立、会社更生手続の開始の申立もしくは特別清算開始の申立
- ② 加盟工事会社またはその代理人からの任意整理を開始する旨の通知または債権者集会の開催
- ③ 資金不足・取引なしの理由による振出手形または小切手の不渡
- ④ 手形交換所の取引停止処分
- ⑤ 加盟工事会社の営業廃止・本店事務所閉鎖・長期間の連絡不能状態

2. 本保証による保証金支払の要件は、第7条に定めるものとします。

3. 本保証の保証金の算定は、第6条の規定に従って算定されるものとします。

4. 本保証による保証金の支払は、第5条の規定に従って行われるものとします。

### 第3条（本保証の申込）

- 1. お客さまは、工事代金の支払いの有無にかかわらず、加盟工事会社との間で工事請負契約を締結した日から起算して1ヶ月以内に、当社の指定する方法で、当社に対し本保証の申込みを行わなければなりません。
- 2. お客さまと加盟工事会社との間の工事請負契約の内容・金額等が変更された場合、変更後、直ちに、前項と同様の方法で、当社に対し変更の報告をしなければなりません。尚、この変更の報告があった場合、初めから変更後の内容の工事請負契約が締結されたものと見做します。

#### 第4条（保証金の支払申請）

1. 当社は、加盟工事会社に第2条1項各号のいずれかの事由が発生したことを認識し、かつ、当該加盟工事会社による工事の履行が不可能であると判断した場合、以下の各号のいずれにも該当するお客さまに対し、保証金の支払申請が可能であること等の連絡をするものとします。
  - ① 当該加盟工事会社と工事請負契約を締結していること
  - ② 前号の工事請負契約に定める工事代金の全部または一部を支払済みであること
  - ③ 第3条に従って本保証の申込みを行っていること
2. 前項の連絡は、お客さまが第3条に従った本保証の申込みをした際に当社に対して告知したメールアドレスまたは携帯電話番号に宛てて、電子メールまたはショートメッセージを送信する方法により行います。尚、お客さまが現実にこの電子メール等の内容を確認したか否かにかかわらず、当社が電子メール等を送信したときに、お客さまが当社からの連絡を受けたもの見做します。
3. お客さまは、当社から連絡を受けた日から起算して1ヶ月以内に、当社の指定する方法で、当社に対し保証金の支払申請を行わなければなりません。
4. 当社は、前項の支払申請を受けた後、遅滞なく、保証金の支払要件の充足の有無・保証金の算定に必要な事項・その他本保証の履行のために必要な一切の事項について審査を行います。お客さまは、この審査のために当社から情報の提供を求められた場合、支払申請がされた日から1ヶ月以内に、これに応じなければならず、また、虚偽の情報提供をしてはなりません。
5. 当社は、前項の審査の結果について、当社が保証委託をしている保証会社（以下「保証会社」といいます。）に提供し、保証会社の審査を受けるものとします。この審査のために保証会社が、お客さまに対し、質問や資料提供を求める場合があり、お客さまは、これに応じなければなりません。

#### 第5条（保証金の支払）

1. 前条4項及び5項の審査の結果、第7条の保証金の支払要件が充足されていると判断された場合、当社は、お客さまに対し、第6条の定めに従って算定された保証金を支払います。
2. 前項の保証金の支払は、工事の履行が不可能になった加盟工事会社と当社のサービスサイトを経由して工事請負契約を締結している全てのお客さまが第4条4項の審査のために必要な書類を提出した日が属する月の翌月末日までに、お客さまが第4条3項の支払申請に関連して指定した振込先口座に振り込む方法により行います。ただし、振込手数料はお客さまの負担とし、保証金から振込手数料を差し引いた金額を振り込みます。

## 第6条（保証金の算定）

1. 各お客さま毎の保証金は、以下の各号の定めに従って算定されるものとします。

- ① 加盟工事会社が工事請負契約に基づく工事に着手していない場合

下記a～cのうち最も低い額

- a お客さまが支払った工事代金の額
- b 工事請負契約に定める工事代金の30%相当額
- c 金100万円

- ② 加盟工事会社が工事請負契約に基づく工事に着手している場合

下記a～cのうち最も低い額

- a お客さまが支払った工事代金の額から当社が認定する出来高部分の工事代金相当額を控除した残額
- b 工事請負契約に定める工事代金の30%相当額
- c 金100万円

2. お客さまは、前項2号aの当社が認定する出来高部分の認定、及び、この出来高部分の工事代金相当額の認定について異義を述べることはできないものとします。

3. 本保証による保証金の支払いは、一つの加盟工事会社毎に総額200万円を限度とします。
4. 第7条の保証金の支払要件を充足する複数のお客さまから、一つの加盟工事会社に関して保証金の支払申請がなされ、第1項の定めに従ってお客さま毎の個別の保証金の金額を算定したところ、算定された保証金の合計が200万円を越える場合、第1項の定めにかかわらず、各お客さまの具体的な保証金額は、保証上限額200万円を第1項によって算定された保証金の額によって按分した金額とします。具体的な計算式は下記の通りです。

#### 記

$$(200万円) \times (第1項の定めに従って各お客さま毎に算定された保証金の金額) \div (一つの加盟工事会社に関して第1項の定めに従って各お客さま毎に算定された保証金の金額の合計金額)$$

#### 第7条（保証金の支払要件）

1. お客さまが本保証に基づき保証金の支払を受けるためには、第4条4項及び同条5項の審査の結果、以下の各号の全ての要件を充足していると認められることが必要となります。
- ① お客さまが当社のサービスサイトを經由・利用して加盟工事会社との間で工事請負契約を締結しており、この工事請負契約の工事代金が工事請負契約書・見積書・発注書・請求書その他工事請負契約が成立していると合理的に判断できる書面または電磁的記録によって確認できること
  - ② お客さまが前号の工事請負契約に定める工事代金の全部または一部を支払っており、この支払いの事実が領収書・振込明細書その他の書面または電磁的記録によって確認できること
  - ③ お客さまが第3条1項の定めに従って本保証の申込をしたこと
  - ④ お客さまとの間で第1号の工事請負契約を締結した加盟工事会社に第2条1項各号のいずれかの事由が発生し、かつ、この加盟工事会社が工事請負契約に基づいた工事を履行することが不可能になったこと

- ⑤ お客さまが第4条の定めに従って保証金の支払申請をしていること
- ⑥ お客さまが第1号の工事請負契約に基づいて加盟工事会社に支払った工事代金が本保証以外の保険その他の方法で補填されるものではないこと

2. 前項の要件を全て充足されていたとしても、以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまは当社に対し保証金の支払を請求できません。

- ① お客さまによる電話・メール・その他適宜の方法による連絡に対し、お客さまと工事請負契約を締結した加盟工事会社が対応しており、交渉次第では加盟工事会社による工事請負契約に基づく工事の履行が可能である場合
- ② お客さまが加盟工事会社から違約金・損害賠償金・その他名称を問わず、お客さまが支払った工事代金の損失を填補する金銭・有価証券・物品その他何らかの経済的利益を享受している場合
- ③ お客さまが当社から保証金の支払いを受けることを目的として加盟工事会社と工事請負契約を締結した場合
- ④ お客さまが当社による本保証の履行のために必要な情報提供に協力しない場合
- ⑤ お客さまが当社による本保証の履行のために必要な情報提供に関し虚偽の情報提供をした場合
- ⑥ お客さまが本保証を受ける地位を第三者に譲渡・貸与または担保に供する等した場合
- ⑦ 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力により、お客さまと加盟工事会社の間で締結した工事請負契約に基づく工事の履行が不可能になった場合
- ⑧ 法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、その他当社の責めに帰することができない事由により当社が保証金の支払いをできないと認められる場合

## 第8条（反社会的勢力の排除）

1. お客さま及び当社は、現在または将来にわたって次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを

表明し、これを相互に保証するものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係会社
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ
- ⑥ その他前各号に準ずるもの

2. お客さま及び当社は、現在または将来にわたって前項各号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し、これを相互に保証するものとします。

- ① 反社会的勢力等によってその経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
- ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供しまたは便宜を提供するなどの関係
- ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. お客さま及び当社は、第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、これを相互に保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. お客さま及び当社は、自らまたはその役員ないし従業員が反社会的勢力等でないことに関する相手方当事者の調査に協力しなければならず、また、この調査のために相手方当事者から求められた資料等を提供することを拒めないものとします。

#### 第9条（譲渡等の禁止）

お客さまは、当社の書面による承諾がない限り、本規約に基づく契約上の地位を第三者に移転してはならず、また、本規約に基づく権利を第三者に譲渡・貸与・担保提供すること、並びに、本規約に基づく義務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

#### 第10条（本規約の変更）

1. 当社は必要に応じて本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 当社が本規約の変更を行う場合、当社は変更後の本規約の内容をホームページに掲載する等の方法でお客さまに通知するものとします。
3. 第1項による本規約の内容の変更は、前項の通知がされた日から起算して2週間を経過した日の翌日から効力を生じるものとします。

#### 第11条（契約の終了）

1. お客さままたは当社につき、以下の各号の事由が発生した場合、本規約に基づく契約関係は何らの意思表示も要せず直ちに終了するものとします。
- ① 破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立
  - ② 手形交換所の取引停止処分
  - ③ 自らまたはその代理人からの任意整理を開始する旨の通知、あるいは任意整理のための債権者集会にお



ける債権者委員会による整理着手の公表

- ④ 資金不足・取引なしの理由による振出手形・小切手の不渡り
- ⑤ 営業の廃止、本店あるいは本店事務所の閉鎖
- ⑥ その他前各号に準ずる事由

2. お客さまが本規約に違反し、当社が相当期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、お客さまがその違反を是正しない場合、当社は本規約に基づく契約関係を解除できるものとします。

3. お客さま及び当社は、以下のいずれかに該当する場合には、催告その他何らの手続を要することなく直ちに本規約に基づく契約関係を解除することができるものとします。

- ① 相手方当事者が第7条1項ないし3項の表明・保証に反した場合
- ② お客さまと当社との間の信頼関係を破壊すると認められる著しい不当行為があった場合

#### 第12条（お客さまの情報の第三者への提供）

1. 本保証に関する、お客さまの氏名・住所等の個人情報、お客さまと加盟工事会社との間の工事請負契約に関する情報については、当社が保証委託をしている保証会社に提供することがあります。
2. お客さまが、第3条の保証申込みをした場合、前項の個人情報の第三者提供に同意したものとします。

(以上)